

大津市男女共同参画審議会委員公募要領

1 目的

本要領は、大津市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）第18条第1項に基づき設置する大津市男女共同参画審議会の委員の任期が令和8年3月31日付けで終了することから、条例第18条第5項第2号に規定する公募委員の選定に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 委員会等の名称

大津市男女共同参画審議会

3 委員の任期

2年間（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）

4 募集人数

2人

5 募集方法

- （1）公募期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）まで
- （2）周知方法 広報おおつ及び市ホームページ等

6 応募資格

応募資格は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- （1）18歳以上であること。
- （2）本市に住所、勤務先又は通学先を有すること。
- （3）国又は地方公共団体の職員又は議会の議員でないこと。
- （4）応募日現在において、本市の他の附属機関等の委員でないこと。
- （5）年4回程度開催する会議（1回当たり2時間程度）に出席可能であること。

7 応募方法

（1）提出書類

ア 応募書（様式1）

イ 「男女共同参画社会の実現に向けて必要なことについて」と題した小論文（800字程度）

（2）受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）まで

（3）提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は上記期間中の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、提出期間の最終日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

8 選考方法

- (1) 選考方法 書面審査（小論文）及び面接
- (2) 面接日 令和8年2月3日（火）又は同月4日（水）（予定）
- (3) 会場等 詳細な日時及び会場等は、応募書等を提出した者に対して別途通知する。
- (4) 結果発表 令和8年2月13日（金）（予定）

9 選考委員会

選考委員会は4名程度の委員で構成し、大津市男女共同参画審議会の庶務を処理する政策調整部の長を委員長とする。その他の委員は委員長が指名するものとする。

10 選考基準

下記の項目を基本に審査を実施する。

審査項目	評価基準	配点
小論文		
① 理解度	論文のテーマを正しく理解して作成しているか。	10
② 知識	考えを述べる上で必要な具体的情報を正確に記載しているか。	10
③ 分析力	具体的な情報を正しく分析しているか。	10
④ 論点整理	結論に至る論点整理は明確であるか。	10
⑤ 姿勢	主体的な提案をしているか。	10
面接		
① 理解力	質問内容を正しく理解して発言しているか。	10
② 知識	男女共同参画推進を検討するうえで必要な基礎知識は有しているか。	10
③ 論点整理	論点を明確に整理して端的に分かりやすく答えているか。	10
④ 基本理念の理解	男女共同参画の基本理念を正しく理解しているか。	10
⑤ 熱意	委員として参画することに熱意を持っているか。	10
合計		100

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

附則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。